

学生会顧問会細則

(目 的)

第1条 本細則は、本会の学生会顧問の選出方法等に関する基準を示し、学生会活動が円滑に運用される事を目的とする。

(顧問の選出)

第2条 顧問会議にて次年度の顧問を人選し、支部長の推薦により次年度の第1回支部役員会において了承を得る。

2. 任期は、各年度の第1回支部役員会から、翌年の第1回支部役員会までの1年間とし、再任を妨げない。

(顧問数)

第3条 顧問は、9国立大学10名(九州大学、九州工業大学(2名)、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学)と、複数の学生員がいる大学、高専より若干名を選出し構成する。

2. 顧問数については、随時顧問会議にて調整していく。

(役 員)

第4条 顧問会議は、顧問の中から幹事及び副幹事各1名、学生会講演会等の担当役員を必要数選出する。ただし、幹事、副幹事が講演会等の担当役員を兼ねることもできる。

2. 任期は各年度の第1回支部役員会から翌年の第1回支部役員会までの1年間とし、留任は行わない。
3. 副幹事は次年度の幹事を務めるものとする。
4. 幹事の所属する学校を幹事校、副幹事の所属する学校を副幹事校とする。

(本部、支部評議員への指名)

第5条 幹事及び副幹事は学生会担当支部評議員として支部長の指名を受け、支部役員会にて了承をうけた上で、支部評議員になれる。

2. 顧問会議の幹事を本部評議員として推薦する。

(連絡員)

第6条 学生会顧問の所属する学校に連絡員1名を置く。

2. 連絡員は各顧問からの推薦に基づき顧問会議で人選し、支部役員会で報告する。

3. 幹事校と副幹事校の連絡員をそれぞれ連絡員の幹事及び副幹事とする。

(その他)

第7条 この細則は平成7年4月1日より実施する。